

## 江別市家族介護慰労金支給事業の廃止について

### 1 事業概要

在宅において要介護度4又は5の認定を受けている高齢者（以下「重度要介護高齢者」という。）を介護している世帯に対して、在宅介護の慰労として慰労金（年額10万円）を支給する事業。（平成13年度から開始）

### 2 対象者

市内に居住する重度要介護高齢者を無報酬で介護している者のうち以下に該当する方

- ・ 市民税非課税世帯（重度要介護高齢者及びその介護者の世帯全員が市民税非課税）
- ・ 申請日前1年間において、介護保険サービスを利用せず被介護者を在宅で介護をしている方

### 3 事業実績

平成13年度2件、平成19～24年度各1件（同一対象者）、平成25年度～実績なし

### 4 今後の方針

介護保険制度が発足して間もなかった事業開始当時は、介護保険サービスの内容及び量が十分とは言えず、介護の大部分を家族が担っていたことから、家族の介護負担軽減を図るため事業を実施してきた。

しかし、現在では、介護保険サービスが充実し、本人の心身の状況に応じたサービスを受けられる環境が整っている。

このため、担当課としては、家族介護者だけで介護を負担するのではなく、適切に介護保険サービスをご利用いただくべきと考え、本事業継続の必要性につき、江別市介護保険事業等運営委員会（介護保険事業計画の策定、評価等を実施する委員会）において審議した結果、委員から下記のご意見をいただいたことから、本事業を廃止とすることとしたい。

### 5 江別市介護保険事業等運営委員会での意見

- ・ 金銭的な支援より、精神的負担の軽減が図れるような支援に力を入れた方がよいのではないか。
- ・ 家族介護の固定化や見えない介護による虐待の不安が懸念される。
- ・ 利用者がいない政策や事業の予算化を続けるよりは、今後、介護保険サービスが市民に活用してもらえるよう、あるいは新たな事業に予算配分をしていく方がよいのではないか。
- ・ 対象者がいないのであれば、事業を継続する意味がない。